

八幡浜市建設工事請負業者選定要綱

〔平成17年3月28日〕
要綱第56号

改正 平成20年11月28日要綱第14号
平成23年3月31日要綱第15号
平成28年10月28日要綱第37号
令和4年12月5日要綱第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡浜市契約規則（平成17年規則第45号）の規定に基づき、競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格及び競争契約又は随意契約に付そうとする場合における業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱の規定は、八幡浜市建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成17年要綱第58号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体及び同条第3項に規定する経常建設共同企業体の入札参加資格については、適用しない。

(競争入札及び随意契約への参加)

第2条 八幡浜市の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する工事をいう。）の競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者は、等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者でなければならない。ただし、軽微な建設工事のみを請負う者にあつては、この限りでない。

(業者の格付け)

第3条 格付けは、当該年に係る建設業法第27条の23第1項の経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けた者で建設工事一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号から様式第7号まで）（以下「資格審査申請書」という。）を提出した者について行うものとする。

2 格付けは、平成17年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りについて効力を有する。

(資格審査の申請方法)

第4条 資格審査申請書は、次に掲げる書類を添付し、別に定める期間までに、市長に提出するものとする。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 使用印鑑届
- (3) 印鑑証明書
- (4) 登記事項証明書（個人事業者を除く。）
- (5) 総合評定値通知書の写し
- (6) 納税証明書
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 資格審査申請書を提出後、次に掲げる事項について変更が生じたとき、又は建設業法第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる事業所及び営業所等の所在地又は電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 資本金額
- (5) 実印又は使用印鑑
- (6) 技術職員の氏名又は法令による免許等
- (7) 代理人氏名
- (8) 建設業の許可番号及び許可年月日

（資格審査の特例）

第5条 事業主の死亡、廃業、組織変更、企業の合併等によりその企業の実態を引き継いだ者は、第3条第1項の規定にかかわらず引継ぎの原因となる事実のあった日から30日以内に建設業者格付継承申請書（様式第8号）を市長に提出して格付けを受けることができる。

（格付けの抹消）

第6条 建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、格付けを抹消する。

（業者の選定及び発注区分）

第7条 業者の選定は、第3条に規定する格付け業者のうちから行うものとする。

2 工事種類別の格付け等級及びその発注対象工事は、次表のとおりとし、業者

を選定しようとするときは、当該工事の実施設計工費（請負に付すべき金額に支給材料費を加算した純工事費。以下「設計工費」という。）に対応する格付け等級に属する者から行うものとする。ただし、指名競争契約及び随意契約による場合であって必要があるときは、当該等級の直近上位の工事に選定することができる。

工事種類別	等級	発注対象工事1件ごとの設計工費
土木	A	全工事
	B	5,000万円未満
	C	3,000万円未満
建築	A	全工事
	B	6,000万円未満
	C	3,000万円未満
その他	A	全工事
	B	2,000万円未満
	C	750万円未満

備考

- 1 工事の発注状況によっては、工事毎に変更することがある。
- 2 工事の難易度等を勘案し変更することがある。

（業者選定の特例）

第8条 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊の技術を要する工事その他特別の事由があると認める工事の業者の選定については、第2条又は前条の規定によらないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に八幡浜市建設工事請負業者選定要綱又は保内町建設工事請負業者選定要領に基づきなされた建設工事入札参加資格審査申請書の提出は、この要綱第4条の規定により提出された建設工事入札参加資格審査申請書とみなす。

附 則（平成20年11月28日要綱第14号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月28日要綱第37号）

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、この要綱による改正後の八幡浜市建設工事請負業者選定要綱の規定は、同日以後に公告、通知する入札から適用する。

附 則（令和4年12月5日要綱第90号）

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に公告、通知する入札から適用する。